

税務署受付印

減価償却資産の償却方法の届出書

※整理番号	
※連絡用封筒番号	

令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法 人	納 稅 地 (フリガナ) 法人名等	〒 電話() —
		法人番号 (フリガナ)	
		代表者氏名 (フリガナ)	㊞
		代表者住所 〒	
		事業種目 業	

連 結 子 法 人 〔届出の対象が連結子法人である場合に限り記載〕	(フリガナ) 法人名等	〒 (局署) 電話() —		※ 税 務 署 处 理 欄	整理番号	
					部門	
					決算期	
					業種番号	
					整理簿	
					回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

減価償却資産の償却方法を下記のとおり届け出ます。

記

資産、設備の種類	償却方法	資産、設備の種類	償却方法
建物附属設備			
構築物			
船舶			
航空機			
車両及び運搬具			
工具			
器具及び備品			
機械及び装置			
() 設備			
() 設備			

事参考項考 | 1 新設法人等の場合には、設立等年月日
2 その他

平成・令和 年 月 日

税理士署名押印												㊞						
※税務署 処理欄	部 門		決算 期		業種 番号		番 号		整理 簿		備 考		通信 日付印		年 月 日		確認 印	

01.06 改正

減価償却資産の償却方法の届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、減価償却資産の償却方法を選定して届け出る場合に使用するもので、次の区分に応じそれぞれの提出期限までに提出してください。

区分	提出期限
普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合	その減価償却資産を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに事業所を設けた日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに船舶の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）

(注) 連結親法人については、法人税法施行令第155条の6の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第184条第5項又は平成26年改正前の法人税法施行令第188条第8項の規定によって提出してください。

2 この届出書は、納稅地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
この場合、事業所別に償却方法を選定して届け出るときには、事業所別に届出書を別葉に作成して提出してください。

なお、鉱業権（試掘権を除きます。）及び坑道については、この届出書のほかに減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）第1条第2項に定める鉱業権及び坑道の耐用年数の認定申請書を提出することが必要ですからご注意ください。

3 減価償却資産の償却方法の選定は、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、耐用年数省令に定める区分ごとに、また、2以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、その区別ごとに償却方法を定めて明確に記入してください。

(注) 1 平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに平成19年4月1日以後に取得した建物、法人税法施行令第13条第8号に掲げる無形固定資産及び同条第9号に掲げる生物の償却方法は、鉱業用減価償却資産、鉱業権及びリース資産に該当するものを除き、定額法によることとされていますので、償却方法の届出を要しません。

2 鉱業用減価償却資産とは、鉱業経営上直接必要な減価償却資産で、鉱業の廃止により著しくその価値を減ずるものをいいます。

4 各欄は、次により記入してください。

(1) 「提出法人」欄には、該当する□に印を付すとともに、当該提出法人の「納稅地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

(3) 「資産、設備の種類」欄には、次の区分ごとに所有する減価償却資産の種類を記入してください。

この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を（ ）内に記載してください。

また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般的の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成28年4月1日以後に取得したものと同日に取得したもので区別してください。

イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に印刷されている7つの種類）ごと。

ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ハ 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。

ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。

ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。

(4) 「償却方法」欄には、「資産、設備の種類」に記載した区分に応じて、採用しようとする旧定額法、旧定率法若しくは旧生産高比例法又は定額法、定率法若しくは生産高比例法の別を記入してください。

(5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(6) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

(1) 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(2) 「法人番号」欄の記載

「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。

なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。